

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等(地方課)

保険薬剤師の登録(保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

◇ 告 告 調理師試験の実施(健康対策課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十九号

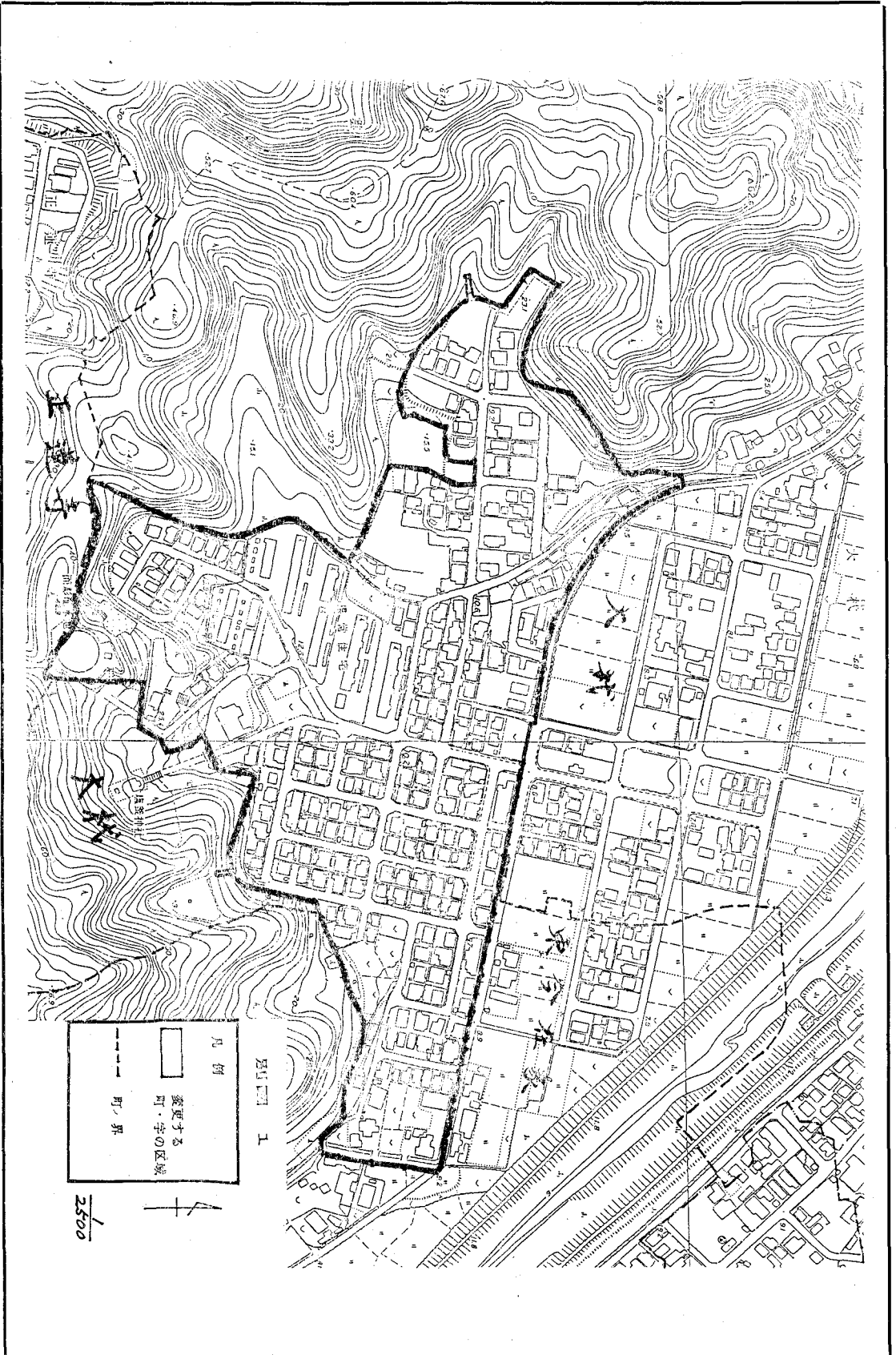
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から別図一に示す区域内の字の区域を変更し、当該区域をもって別図二に示す町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

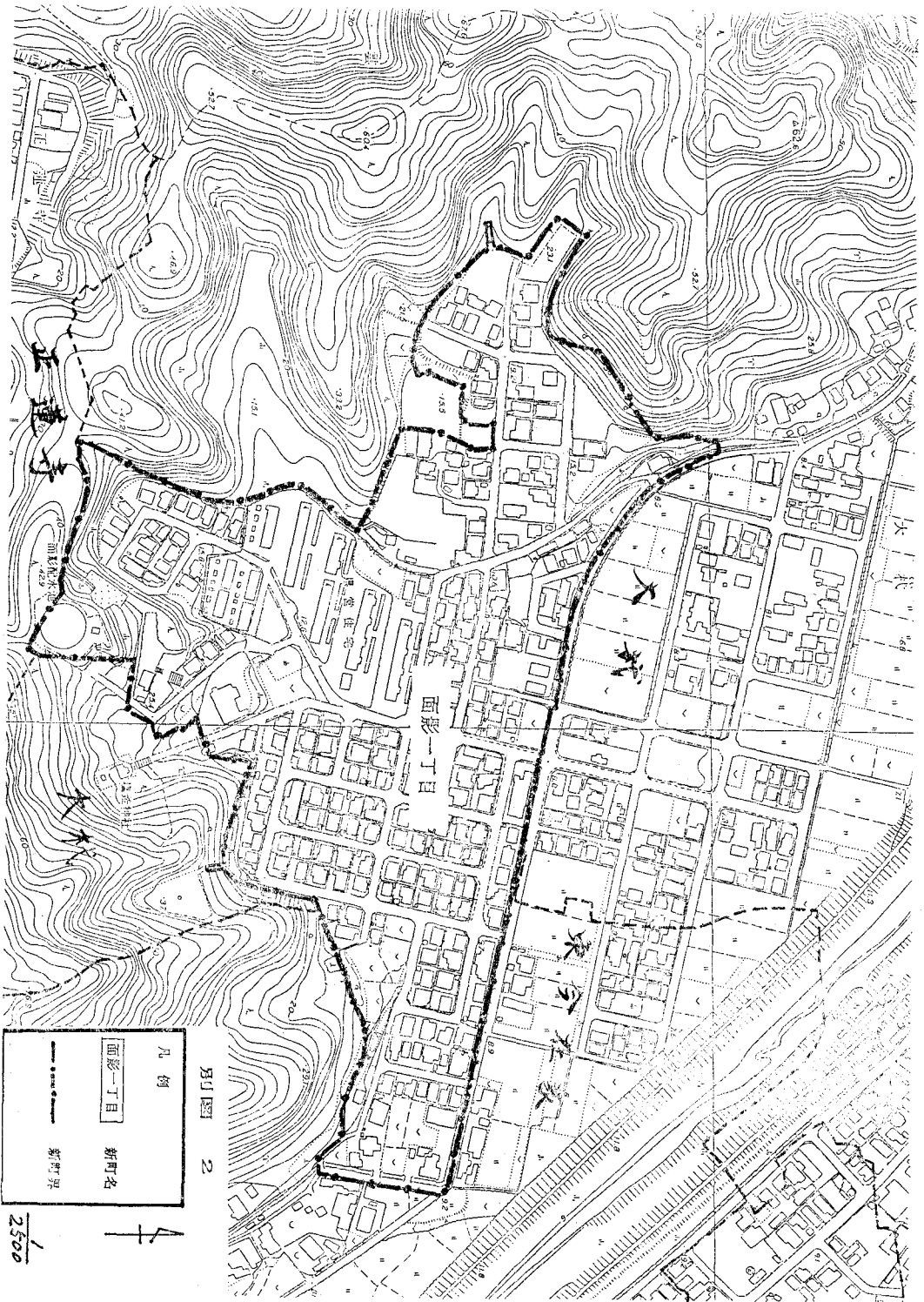
この字の区域の変更及び町の区域の新設は、平成二年五月二十八日から

その効力を生ずる。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次





新たに画する町 の名称	面影一丁目
<p>同上の区域の境界線            (一)平成元年十二月一日現在の地番による。            (二)道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長又は二線の端を結ぶ真線とする。)</p>	<p>大柁字下 岨岨裏と大柁字下中嶋との境界線            大柁字下 岨岨裏と大柁字上中嶋との境界線            大柁字下 岨岨裏と東今在家字畑田との境界線            東今在家字ゴツソリと東今在家字畑田との境界線            東今在家字ゴツソリと東今在家字土居ノ下との境界線            東今在家字ゴツソリ一九八、四〇二、四〇〇、四一〇、四一一の次一、四一一の二、四一一の三の各番と接する道路の南側線            大柁字下 岨岨裏と東今在家字ゴツソリとの境界線            大柁字下 岨岨裏七四五、七二五、七四二、七三五、七三七の各番と七四〇、七四一、七三八の一、七三八の二の各番が接する線            大柁字下 岨岨裏と大柁字奥大谷との境界線            大柁字奥大谷無番地、四三四の二、四三四の一、四三四の三、四八一の二、四八一の二〇、四八一の一三、四八一の一四、四八一の二二の各番と四四八、四四七の一、四八一の四、四八一の二八の各番が接する線            大柁字大谷と大柁字奥大谷との境界線            大柁字大谷と正蓮寺との境界線            大柁字大谷四八四の三番と四八四の二番が接する線            大柁字大谷四八四の二番に接する国有地の西側線            大柁字下 岨岨裏六四三番と接する国有地の西側線            大柁字大谷と大柁字鐘鑄谷との境界線            大柁字堤谷三五九の二、三五九の一、三五八の三、三六三の各番が接する道路の北側線            大柁字堤谷三五八の一、三五八の八、五六一の六、五六〇の四、五五八の五、五五八の一五、五五八の三〇、五五八の二〇、五六〇の八、五六〇の二四、五六〇の二五、五五八の二一、五五八の二三、五六〇の二二、三六六の四、</p>

三六六の五、三六六の一〇、五六一の一八の各番と三五八の九、三五八の三五、五六一の二三、五六一の二二、五六一の二〇、五六〇の三八、五五八の四三、五五八の四四、五五八の一六、五五八の四二、五五八の三二、五五八の一七、五五八の二四、五六〇の七、五六〇の二〇、五六〇の一九、五六一の一三、五六一の一四、五六一の一五、無番地、五六〇の一〇の各番が接する線  
 大柁字堤谷五六一の一八番と無番地が接する線  
 大柁字堤谷五六一の一八、三六六の一〇、三六六の八の各番と接する道路の北側線  
 大柁字堤谷三六六の八、三六六の一、三六六の九、三六六の二、三七一の一〇、三七一の九、三七一の七、三七一の五、三七〇の一、国有地の各番と三八八の四、三七〇の各番が接する線  
 大柁字堤谷五六〇の一番と接する道路の北側線  
 大柁字堤谷五六〇の一、五五七の各番と五三九、五四〇、五四一、五四二、五三八、五四三、五五二、五五四、五五五、五五六の一、五五六の二の各番が接する線  
 大柁字下 岨岨裏と大柁字上土居との境界線

**鳥取県告示第五百二十号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のようにに保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大津 暁子	鳥葉第七四一号	平成二年五月八日

鳥取県告示第五百二十一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成二年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
有限会社稲井豊平 金物機工	ハウジングランドいない 本店	倉吉市河原町一六九六一 外

公 告

調理師法（昭和38年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成2年5月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
  - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
  - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時  
平成2年8月28日（火）午前8時50分から正午まで
- 3 試験の場所  
(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

米子市梳町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学

(3) 栄養学 (4) 食品学

(5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (所定の様式によること。)

イ 履歴書

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身

像でライカ判 (縦3.5cm、横2.5cm) のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成2年7月28日 (月) から同月27日 (金) まで (郵送の場合は、平成2年7月27日までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 4,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部健康対策課 (電話 0857-26-7193) に問い合わせること。